平成24年6月第2回八街市議会定例会会議録(第5号)

.....

- 1. 開議 平成24年6月12日 午前10時00分
- 1. 出席議員は次のとおり
 - 1番 長谷川 健 介
 - 2番 鈴 木 広 美
 - 3番 服 部 雅 恵
 - 4番 小 菅 耕 二
 - 5番 小 山 栄 治
 - 6番 木 村 利 晴
 - 7番 石 井 孝 昭
 - 8番 桜 田 秀 雄
 - 9番 林 修 三
 - 10番 山 口 孝 弘
 - 11番 小 髙 良 則
 - 12番 川 上 雄 次
 - 13番 中 田 眞 司
 - 14番 古 場 正 春
 - 15番 林 政 男
 - 16番 新 宅 雅 子
 - 17番 加 藤 弘
 - 18番 京 増 藤 江
 - 19番 右 山 正 美
 - 20番 丸 山 わき子
 - 21番 湯 淺 祐 德
 - 22番 鯨 井 眞佐子

.....

1. 欠席議員は次のとおり

なし

.....

1. 地方自治法第121条の規定による会議事件説明のための出席者は次のとおり

 市
 長
 北 村 新 司

 副
 市
 長
 小 澤 誠 一

教 育 長 川島澄男

総 務 部 長 浅羽芳明

市 民 部 長 加藤多久美

-181-

1

市民部参事(事)国保年金課長 石 毛 勝 経 済 環 境 部 長 中村治幸 建 設 部 長 博之 糸 久 会 計 管 玾 者 江 澤 弘次 教育委員会教育次長 長谷川 淳 一 農業委員会事務局長 藤崎 康 雄 選挙管理委員会事務局長 小 出 聰 監查委員事務局長 麻生 和 敏 財 政 課 一郎 長 吉田 介護保険課長 宮崎 充 水 道 課 下 長 隆雄 藏村 男 水 道 課 長 佐藤 幸 学校給食センター所長 孝 夫 石 川 総務部参事(事)総務課長 小 出 聰一 厚 生 課 良道 長 石 川 経済環境部参事(事)農政課長 吉 野 輝 美 建設部参事(事)道路河川課長 勝 股 利 夫 務 勝又寿 雄 庶 課 長

.....

1. 本会議の事務局長及び書記は次のとおり

事 務 局 長 森田隆之 文 子 副 主 幹 太 田 副 主 幹 梅澤孝行 主 査 補 須 賀 澤 勲 副 主 居初理英子 査

.....

1. 会議事件は次のとおり

○議事日程(第5号)

平成24年6月12日(火)午前10時開議

日程第1 議案第2号から議案第10号 請願第24-1号 質疑、委員会付託

日程第2 議員派遣の件

日程第3 休会の件

-182-

〇議長 (鯨井眞佐子君)

ただいまの出席議員は22名です。したがって、本日の会議は成立いたしました。 これから、本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、配付のとおりです。

日程に入る前に、全国市議会議長会表彰の伝達を行います。

林政男議員、前へお願いします。

(表彰状伝達)

〇議長 (鯨井眞佐子君)

以上で、伝達を終了します。

日程第1、議案第2号から議案第10号及び請願第24-1号を一括議題とします。 これから、質疑を行います。

質疑の通告がありますので、質疑を許します。

なお、会議規則第57条及び議会運営に関する申し合わせにより、各議員の発言時間は答 弁も含め40分以内とします。また、質疑は一問一答、同一議題につき2回まででお願いし ます。

最初に、右山正美議員の質疑を許します。

〇右山正美君

それでは、議案第2号、第3号について、順次通告に従って質問をいたします。

議案第2号は、専決処分されたと。市税条例の問題でありますけれども、これは3月30日に参議院で成立、4月1日からこれは施行されるということで、議会を開く暇がなかったということなんですが、私がやはり驚いたことは、地方税法が改正されて、3年延長されるわけですけれども、その後は廃止をされるというところに大変問題も、もちろんあると思うんですよ。なぜ、そういうふうに言うかといいますと、民主党政権が、これから2012年度だけ見ても6月に年金世帯の負担増ということでいいますと、年金が2回、これは削減されるんですね。来年度、2013年度もこれは年金が削減されます。2014年度も年金が削減されます。2015年度も年金がこれが削減されるんですよ。毎年毎年、年金が下がっていく。その間に復興の増税とか、そういうのが絡まってくると。消費税もそれで上がって入ってくるということになれば、これは大変なことになってくると言わざるを得ませんね。

それで、子育て中のサラリーマン世帯の負担増というのは、子ども手当が削減される、健康保険料は上がる、住民税の年少扶養控除が廃止される、年金の保険料が引き上げされる、復興税が増税される、ずっと引き上げ、引き上げでなってきて、本当にこの地方税法改正も一部的には東日本大震災の人たちの復興をする基礎的な部分はあるわけですけれども、全体的にいったら、本当に増税、増税で、この地方税法に関しても真綿で首を絞める具合に、ゆるっと地方に負担もかかってくる。

一方、地方自治体もこれによってかなり税金も落ちてくるというのは、間違いのないことで、全国の地方自治体は、その減った分を何とかしてほしいと、こういったことも国に上げ

ているというのが現実問題であります。

そこで、本文に入りますけれども、固定資産税に関わる土地の価格修正の特例の延長ということであるわけですけれども、この特例の延長の趣旨、これについて、どういう改正がされるのか。その趣旨について、まず最初にお伺いをしたいと思います。

〇総務部長(浅羽芳明君)

固定資産税でございますけれども、固定資産税につきましては、固定資産の価格、すなわち適正な時価を課税標準として課税されるものでございまして、したがいまして、本来であれば、毎年度評価替えを行って、その結果をもとに課税を行うということが理想ではございます。しかしながら、膨大な量の土地、家屋がございますので、これらについて毎年度、評価を見直しするということにつきましては、実務的には非常に困難であるということ。それから、課税事務の簡素化、あるいは徴税コスト、これを最少に抑えるというような必要もございますので、原則として3年間、評価額を据え置くという制度ということになっております。

しかしながら、この据え置きの期間中、3年間の間に地価の下落があって、価格を据え置くことが適当でないというときには、簡易な方法によりまして、価格を修正することができる。これが特例措置でございまして、これが今回継続をして行われるということでございます。これにつきましては、平成24年度税制改正において、現在の経済情勢、あるいは一部の地域を除いて地価の下落が現在も続いているといった土地の価格の状況を踏まえて延長はされるということでございまして、本市におきましても、これを踏まえて条例を改正するということでございます。

〇右山正美君

特例の延長ということで、3年間くらい延長されるということで、その年度途中で例えば3年延長されるわけですけれども、2013年があるわけですけれども、年度途中でこれは下落がやはり生じた場合には、その辺について修正をしていくということで、認識していいのかどうか。

〇総務部長(浅羽芳明君)

おっしゃるとおりでございまして、価格下落があった場合には、評価時点の価格を据え置いて課税をしてしまいますと、適正な時価、これが反映されないということになりますので、 下落があった場合には、年度ごとに修正を行っていくということでございます。

〇右山正美君

下落の修正が、どういう理由であるかということをお聞きするんですけれども、この3年間の間に本当に八街市の市全体を考えた場合に、この修正をしなければならない、そういった箇所なんかについて、その辺についてはあるのかどうか。その修正の理由について、それは経済の動向を踏まえて、どうのこうのという、そういった下落の激しい場合には、そういった修正をしなきゃならないという理由なんでしょうけれども、果たして八街市で本当にその辺のところはあるのかどうか。その辺についての考え方はどうでしょうかね。

〇総務部長 (浅羽芳明君)

それでは、昨年度の下落修正についてお答えを差し上げますと、平成23年7月1日付で鑑定をした結果、その半年前の平成23年1月1日付での鑑定結果と比較をいたしますと、評価地点によってばらつきはございますけれども、全体で概ね1パーセント程度の下落となっておりますので、そういった事情に基づいて修正措置をしているということになります。

〇右山正美君

それで、1パーセント程度ということになりますけれども、この評価額についての価格基準日の価格が下落した場合、現行では現行制度を継続する。この修正措置についても、これは1年1年見直していくということで、もちろん認識していいと思うんですけれども、その1パーセント程度の中で、この修正で1パーセント程度とあるんですけれども、これはどのくらいの世帯数とか、そういったものについては、その辺で出てきますか。

〇総務部長 (浅羽芳明君)

今、数字的なものは持ち合わせてございませんけれども、基本的には、ほとんどのところで下落しているということでご理解をいただければと思います。

〇右山正美君

次に、(2)の方に行きますけれども、これは固定資産税に関わる土地の価格修正の特例の延長、これも延長されるということです。この負担調整措置の延長もあるんですけれども、負担調整について、今までこれは固定資産税の評価額について、そもそも1992年の通達で公示価格の2割から3割程度から7割水準まで引き上げるということで、評価額が一気に上がったことが大変な問題なんですけれども、激減緩和のために負担調整措置が設けられたと、こういうふうになっているわけですけれども、その負担調整の延長の趣旨について、改正についてどのようなことがなされたのか。その辺についてはどうでしょうか。

〇総務部長(浅羽芳明君)

この負担調整措置でございますけれども、ただいまご指摘がございましたように、7割評価によりまして、かなり負担水準のばらつきが出てしまったということがあって、このような負担調整措置が設けられているわけでございまして、具体的に申し上げますと前年度の課税の標準額と今年度の本則の課税標準額、つまり本来の課税標準額、これを比較をいたしまして、その割合が一定の割合以上の場合、1つは税額を算定する上での課税標準額を前年度の課税標準に据え置きをする、これが1つ。

あるいは、前年度の課税標準額に一定の割合を上乗せして、税負担の上昇を緩やかにするというような措置、これが負担調整措置ということになるわけでございまして、税額算定の基本、これは本則の課税標準額に税率を掛けるということになるわけですけれども、これによりますと、先ほどからお話が出ておりますように、急激な税負担、これを招く場合があるということで、負担調整をすることで納税義務者に対する税負担の軽減を図るということでございます。

この負担調整措置によりまして、負担水準の均衡化、これは進んでおりますけれども、過

去の経緯からいまだに前年度の課税標準額が本則の課税標準額と相当の差がある土地、これも存在するようでございますので、原則として、この負担調整措置、これは継続をするということでございます。しかしながら、先ほど議員さんの方からありましたように、住宅用地に係る据え置き、この特例については、平成24年度、それから平成25年度に経過措置を設けた上で、平成26年度に廃止をするということになっております。

〇右山正美君

この負担調整措置が設けられて、その結果、7割を設定して7割水準まで引き上げて、その算定でやっては、その結果、地価が下落しても、公示価格が下落しても税金は上がっていったと、こういう事実はあるわけですけれども、これは八街市もそういう事実はあったのかどうか。その辺についてはどうでしょうか。

〇総務部長 (浅羽芳明君)

これにつきましては、低負担水準である土地が当然存在いたしますので、これについては 引き上げといいますか、本来の課税標準額に近付けるような措置ということにはなっており ます。

〇右山正美君

そうじゃなくて、結局、今、7割の水準まで持っていったために、今までに結局は地価下落があったにも関わらず、7割水準を保ったために、それはやはり高目に税が取られたという事実は、これは現実的にあるわけですよね。そういったことで、そういうことであると。②の方に行きますけれども、負担水準の引き上げで、これは市民に対してどのくらいの影響があるか。先ほど、私は言いましたけれども、この水準の90パーセントの先は据え置き、大体最高水準まで行くと思うんですけれども、やはり影響はこれによって出てくるんじゃないかなというふうに思いますけれども、その辺の関係はどのようになっているのか。その辺についてはどうでしょうか。

〇総務部長(浅羽芳明君)

これにつきましては、住宅用地に係る据置特例、これの基準が現行の80パーセント以上から90パーセント以上になるということで、その影響についてということでご答弁を差し上げますけれども、この影響につきましては、本市の固定資産税の納税義務者数が約3万2千人、そのうちの約1千人、パーセントで申し上げますと3.1パーセントが影響を受けるということになります。金額で申しますと全体の影響額は40万円から50万円程度ということになります。したがいまして、これを割り返して1人当たりにしますと、400円から500円程度の負担増ということになります。

〇右山正美君

影響を受ける人たちは1千人と確かに数は少ないんですけれども、それでもやはり400、500円の負担増になってくるという、これはもう間違いのないことでありまして、やはり 先ほど言いましたけれども、真綿で首を絞めるような、そんなような感じの影響のある方も 出てくると。そう言わざるを得ないと思います。

-186-

+

+

次に伺いますが、(3) 一般社団財団法人に係る非課税措置の追加ということで、非課税措置の追加の趣旨について伺いたいと思いますけれども、また、八街市では、そういった該当する団体があるのかどうか。その辺についてはどうでしょうか。

〇総務部長 (浅羽芳明君)

この一般社団財団法人に係る非課税措置でございますけれども、これにつきましては、図書館、博物館、幼稚園、これらを設置する法人を含めた旧民法34条の法人、これらにつきましては、平成20年度に公益法人制度改革、これが実施されまして、国税・地方税の非課税の対象となります公益社団財団法人、それから非課税の対象とならない一般社団財団法人に区分をされることになりました。この公益法人制度改革によりまして、公益法人として認定されるために、一定の基準が設けられましたけれども、図書館、博物館、幼稚園、これらを設置する法人、財政基盤が脆弱ということもございまして、公益法人の認定基準、これを満たせないということで、一般社団財団法人に移行せざるを得ない法人、これが少なからず存在することになったということであります。

これらの公益事業を実施する法人で、公益法人に移行できなかった法人に対する救済措置ということで、一定の要件を満たす公益性の高い一般社団財団法人、これに限って非課税措置の対象とするということでございます。

それから、本市ではどうだということでございますけれども、本市では該当がないという ことで認識をしております。

〇右山正美君

やはり八街市では、それは該当がないということでした。全国的には、そういったところで該当をするところがあるんですけれども、これは3年の経過措置ということで、3年終わってしまえば、これはまた元に戻ってしまうということになるわけです。

次の議案第3号に移りますけれども、これも同様の税条例、都市計画税の条例の改正でありまして、同様の扱いをするということであります。私は先ほど言いましたけれども、負担水準が90パーセントを超えるものについては、据え置かれているんですけれども、地価下落の少ないところといいますか、小さいところについては、これは全く増税になってしまうということになるわけであります。

そういった意味で、都市計画税条例も同様の問題でありますけれども、この条例改正の理 由について、まず最初に伺いたいと思います。

〇総務部長(浅羽芳明君)

これにつきましては、先ほど議案第2号でご説明をいたしました固定資産税、この負担調整措置と同様に都市計画税の課税標準額、これの決定にあたっても、この負担調整措置を基本的には継続をするということでございます。しかしながら、先ほどから申し上げておりますように、住宅用地に係る据置特例、これについては経過措置を設けた上で、平成26年度に廃止をするということになっております。

〇右山正美君

負担水準の引き上げでの影響といいますか、同様にあると思うんですけれども、その辺に ついてはどうでしょうか。

〇総務部長(浅羽芳明君)

これにつきましても、固定資産税同様80パーセントから90パーセントに引き上げられることによっての影響ということでお話を申し上げますと、都市計画税の納税義務者、これが約6千人でございまして、そのうちの約100人、パーセントで申し上げますと1.7パーセントが影響を受けるということになりまして、額で申し上げますと全体の影響額が3万円から4万円程度。したがいまして、1人当たりということになりますと300円から400円程度の負担増ということになります。

〇右山正美君

最後になりますけれども、やはり1人にしては300円、400円という感じであるんですけれども、やはりこれは負担が重くなるところもあると言わざるを得ないと思います。これが3年たってしまいますと、廃止になってしまうと。廃止ですから、これは廃止になった場合、担当課はどのように考えているのか。その辺についてはどうでしょうか。

〇総務部長(浅羽芳明君)

これにつきましては、地方税法の改正によるものでございますので、私どもとしては、この地方税法の改正に伴って従いまして、踏まえて本市の税条例についても改正をしていくということになろうかと思います。

〇右山正美君

行く行くは、政府の財政審議会の中でも、これは全く3年度に廃止して増税に向かうと。これは位置付けているわけですね。そうなってきますと、先ほど言いました子育でサラリーマン世帯、年金者世帯、年金が減ってどんどん負担だけ増えてくる。サラリーマン世帯も保険料やそういったものがどんどん増えてくる。さらにそういった3年後には、こういった地方税法も改正されて負担がどんどん増えてくる。これは国民はたまったもんじゃないというふうに言わざるを得ないんですね。これは大変な負担増になってくる、これは間違いのないということで、地方税法、大変難しいんですけれども、今聞いたとおり、ここにすれば全体についても何百億円という数字が257億円、全国的にこれは増収になっていくんですけれども、この地方自治体は、その補てんを先ほどいいましたけれども国にも言っているということで、やはり国民負担がどんどん消費税も含めてなってきますと、これはこの先、経済がどうなってくるかということも含めていくと、考えていくと、大変なことになってくるということで、この税法が3年間で特例が延長されたのはいいんですけれども、でも、それでも増税の人たちは出てくるし、これが3年後には廃止ということでは、これは大変だと私は思いますので、その辺、住民皆さん考えていただきたいなというふうに思います。

以上で終わります。

〇議長 (鯨井眞佐子君)

以上で、右山正美議員の質疑を終了します。

-188-

次に、京増藤江議員の質疑を許します。

〇京増藤江君

それでは、議案第6号、専決処分の承認を求めることについて、平成23年度八街市学校 給食センター事業特別会計補正予算について伺います。

まず、給食事業収入についてなんですけれども、給食事業収入が874万4千円の減額見込みということなんですけれども、これは例年と比較するとどうなのでしょうか。

〇学校給食センター所長(石川孝夫君)

お答えいたします。学校給食費の年度別の収納額、収納率で申し上げますと、ただいま持っている数字が平成24年5月31日現在の数字なんですが、平成23年度の最終の収納率は小中学校合わせて97.57パーセントとなりました。未納額は810万8千397円。前年度の同じ時期ですと、収納率が96.54パーセント、未納額は1千196万5千935円で、収納率で申し上げますと1.0パーセントの増となっております。以上です。

〇京増藤江君

この給食費については、収納率が大変悪い状況が続いていたということで心配されているんですけれども、たまたま平成21年度と22年度を比較しますと、収納率、また収納額も上がっているというご説明なんですが、ただ、この減額補正、見込みが減額なので、これを補正するということなんですけれども、今回はたまたま収納率も上がっておりますが、先ほどの右山議員の質問によりましても、大変子育て世代への負担増が始まっている。今後はせっかく収納率がよくなりつつある中で、大変な冷や水を浴びせる。そういう状況になるわけですね。今後、払えない世帯が増える可能性があるのではないかと、私は思うんですけれども、その点については、就学援助の受給を払えない世帯、困窮世帯に対してはしっかりと勧めていくということが必要ではないかと思うんですが、この点についてはどのようにお考えでしょうか。

〇学校給食センター所長(石川孝夫君)

就学援助、準要保護になるわけなんですが、未納者の相談の際には準要保護制度の紹介も しておりまして、そういう必要があれば学校の方へ相談するようにということは申し上げて おります。

〇京増藤江君

給食費の未納額が減ってきたとはいえ、やはりかなりあるわけですね。その中には、恐らく困窮をされている家庭もあるのではないかと、私は思われますので、滞納が続く中では、ぜひ、1世帯1世帯、細かく対応していただきたいと要望しておきたいと思います。

次に、給食事業費についてなんですけれども、このところ原発事故の後、大変給食の食材 については苦労されておられると思うんですけれども、この食材の選択にあたっては、今ま でよりも価格が増えてきたとか、事業費が増加したとか、そういうことはどうなっているの でしょうか。

○学校給食センター所長(石川孝夫君)

賄材料なんですが、野菜は前年に比べまして、やはり値上がりをしておりまして、大変苦しい中でやっておるんですが、給食費を上げないよう、何とかやりくりをしている状況でございます。

〇京増藤江君

年月がたつほどに、この放射能被害ということは増えていくのではないかと思われます。 今年は、しいたけ、たけのこも大変影響を受けておりますし、福島以外の東北でも山菜にも 放射能の影響があるなど、わかればわかるほど、被害が広がっていくと思われますし、海産 物もそうだろうと思います。それで、賄材料費が今後増えるのではないかと予想もされるん ですけれども、ぜひ、先ほども答弁されたように、給食費は上げないということで、努力を していくということでは、これは、ぜひお願いしたいんですけれども、教育委員会でその方 向でやっていただけますか。

〇学校給食センター所長(石川孝夫君)

現在の未納状況、多少なりとも好転しておりますので、ここで給食費の値上げをすると、 ますます未納が増えてしまうというおそれもありますので、何とかやりくりできるうちは、 できるだけ値上げしないようにしていきたいと思います。

〇京増藤江君

本当に大変だとは思うんですけれども、子育て世代の収入は増えない中で負担が増えているということを考えていきますと、引き上げたならば、本当に滞納が増えると思われますので、引き上げないということで努力をお願いしたいと思います。

次に、議案第10号、平成24年度八街市一般会計補正予算について、11ページです。 7款2項の道路新設改良費なんですが、9千640万円の増額補正ですが、この説明をお願いします。

○建設部長(糸久博之君)

9千640万円の内容につきましては、国の社会資本整備総合交付金の交付決定を受けることとなったために、補正をお願いしたものでございます。道路改良工事として3路線を予定しております。116号線、102号線、六区1号線の整備を予定しているものでございます。

〇京増藤江君

道路の安全については、今議会でもたくさんの質問がありました。八街市の平成22年度の決算では、道路改良率は24.5パーセントなんですが、これは県平均よりも低いんですけれども、県下で八街市の改良率は何番目なのか。そして、この状況はどういうふうに推移しているのか伺います。

〇建設部長(糸久博之君)

順番の数値は持ち合わせておりませんけれども、市の方とすれば、限られた予算の中で幹 線道路から実施しているところでございます。

〇京増藤江君

-190-

+

4

+

24. 5パーセントですよ。これは県平均よりもかなり低いんですよ。八街市が県の中でどのくらいの位置をするかということが、きちんと調べられていないと、どうやってやっていこうという意気込みにも影響するんじゃないですか。今回の議会でもお金がないからということが本当に多かったですよね。お金がないのは、どこも一緒だと思うんですよ。本当に住民の安全を確保するために、私はこの八街市が県下どの位置にあるのか、ぜひ、調べておいてほしいと思います。以上です。

〇議長 (鯨井眞佐子君)

以上で、京増藤江議員の質疑を終了します。 次に、丸山わき子議員の質疑を許します。

〇丸山わき子君

それでは、私は、議案第9号の公共下水道大池第三雨水幹線建設工事に関わる基本協定についてお伺いするものであります。

まず、お伺いいたしますのは、業者の選定についてでございます。これは議案説明資料の19ページに5月10日に八街市の入札契約制度の検討委員会が開かれたと。ここでは、技術的難易度が非常に高い本事業において工事の施工管理が適切かつ確実に実施可能なものは下水道事業団であり、1社と随意契約することに異議はなかったという状況が述べられているわけなんですが、この日本下水道事業団との随意契約に至った、その経緯を再度お伺いしたいというふうに思います。

〇下水道課長 (藏村隆雄君)

では、答弁いたします。まず、本市におきましては、今回工事を発注する予定のシールド 工法及び推進工法につきまして、技術的難易度が非常に高い工事でありまして、それに対す る専門に適した技術を持った職員がいないということから、何とか他の団体に代行業務を委 託できないかということについて検討いたしまして、その中で日本下水道事業団につきまし ては、日本下水道事業団法第1条によりまして、地方公共団体の要請に基づき、根幹的施設 の建設及び維持管理、下水道に関する技術的援助を行い、下水道技術者の養成並びに下水道 に関する技術開発及び実用化を図ることなどにより、下水道の整備を促進し、生活環境の改 善や公共水域の水質の保全に寄与することを目的とする団体として設立されたもので、多く の実績と抱負な専門知識を有する職員で構成され、地方公共団体が出資する団体で、地方公 共団体の下水道事業を確実に代行できる機関でございます。

以上のことから、日本下水道事業団に業務を代行することを決定いたしました。以上です。

〇丸山わき子君

この検討委員会の中での検討された内容が、いまいちわかりづらいんですけれども、千葉 県には下水道公社というのがあろうかと思うんですが、その推進工法やシールド工法など十 分な実績があるわけですね。なぜ、日本下水道事業団でなければならなかったのか。その辺 が明らかでないという。この大池第三幹線建設工事というのは、26億円を超す公共事業で ありまして、本来なら競争入札が原則であろうかというふうに思うわけですね。下水道事業 団は地方公共団体が出資して作った事業団であるにも関わらず、過去には談合事件を起こしているわけですね。こうしたことは、その検討委員会の中で問題にならなかったのかどうかというのも疑問であります。

この事業団の入札制度の概要、あるいは平均落札率はどうなのか。また、過去に起きた談合事件の原因と現在はどのような対策がとられているのか。こういうことは明らかになっているのかどうか。そして、マイナスの情報把握やコスト削減について、この検討委員会できちんと把握されたのかどうか、論議されたのかどうか。その辺についてはいかがでしょうか。

〇下水道課長 (藏村隆雄君)

答弁いたします。事業団におきまして、入札制度の概要につきましては、事業団におきましては契約関係、その他法律関係に係る諸課題に対応するため、組織改革を平成23年4月に実施し、コンプライアンスを遵守した適切な事務処理体制の整備を図っていると聞いております。

また、万が一、談合等のこれまでの対応策につきましては、議員ご指摘のように過去に談合に関する問題があったことは、私どもも承知しております。その後、事業団におきましては、指名競争入札を全廃いたしまして、外部有識者からなります入札監視委員会を設置し、平成18年度からは、土木・建築・機械設備・電気設備工事入札を原則として、すべて一般競争入札をしたほか、昨年度より電子入札を導入しており、より競争性、透明性の確保が図られていると考えております。

また、さらに事業団は私ども公共団体と同様に入札談合等関与行為防止法が適用される機関でございますので、本年4月には法務コンプライアンス課を新設して、契約関係の一層の明確化、法令遵守の徹底を図っていると聞いております。

過去に発注した落札率につきましては、今回、当市が一応ある程度事業団に確認した中で総合評価方式という一般競争入札の手法があるんですけれども、それが一番適切ではないかという情報を得ておりますので、その総合評価方式による過去の事業団の落札についてご報告いたします。

平成20年度におきましては84.43パーセント、平成21年度につきましては84. 1パーセント、平成22年度につきましては86.6パーセント、平成23年度上半期につきましては86.6パーセント、以上のような内容となっています。

〇丸山わき子君

今回のこの協定に関わっては、随意契約ということでありまして、それぞれの事業に関しては、この事業団が入札に関わっていくわけなんですけれども、しかしながら、この随意契約というのは、競争入札と比べると2割高であるというふうに言われているわけですね。まさに相手の言い値で契約していかなければならないというわけです。八街市は財政が厳しいんだと、お金がないんだと、予算編成は大変厳しいんだということで、住民サービスを次々と切っているわけですね。そういう中で、こうした入札というのは、予算の無駄をきちんとなくしていく。そういった点では、大切な分野であり、果たして随意契約がこうした流れで

-192-

L

いいのかどうかということが大変疑問であります。

26億4千600万円という、この公共工事なんですが、今後は業者の選定だとか、入札だとか、契約事務、この透明性や競争性、公正さ、こういった点では議会のチェックが全くないところで進められるわけですね。そういう点では、議会の機能が働かないと。議会の形骸化につながるのではないかと、こういう疑問を持つところであります。

次に、業務代行についてお伺いいたしますが、この25億円の工事費に対して、実際には25億1千600万円の工事費になるわけですね。この工事管理業務委託費は、1億3千90万円ということになるわけですけれども、この管理費は妥当なのかどうか。その辺についてお伺いいたします。

〇下水道課長 (藏村隆雄君)

この工事管理諸費の金額につきましては、下水道事業団法に基づく組織である下水道事業団において、受託業務費用負担細則が定められております。この中で住宅費は年度の工事費に率を乗じたものとなっており、5億円以下の金額につきましては5.3パーセント、5億円を超え10億円までにつきましては4.3パーセント、10億円を超えるものにつきましては3.3パーセントと条文化されておりますことから、適正なものと考えております。

〇丸山わき子君

これは、担当課の方から配付されました工事の工程計画表なんですけれども、この中に各年度の工事費、それから管理費等が示されております。毎年度の工事費、例えば平成24年度は5億5千200万円、これが工事費なわけですね。そうしますと、この管理費は5億円を超しますから4.3パーセントであろうかというふうに思いますが、市の管理費はこれよりもはるかに上回っていると。5.5パーセント。

それから、平成25年度は9億6千400万円の工事費であります。管理費は4千890万円、本来なら管理費4.3パーセントのところを八街市は5パーセントの管理費になっている。平成26年度は9億2万円の工事費、これに対して管理費も4.3パーセント、しかしながら市の方は5.1パーセントということで、高目になっているわけですね。これが本当に妥当といえるかどうか、大変疑問であります。

このようにしていきますと、全体の管理費は4千万円を超す多目の管理費を払うことになるというふうに思うわけですが、その辺についてはどのようにお考えでしょうか。

〇下水道課長 (藏村隆雄君)

お答えします。この管理諸費の計算につきましては、工事費に対する例えば5億円以下のときには5.3パーセントという解釈、単純に掛け算という計算方法ではなくて、例えば5億5千200万円の工事につきましては、そのうち5億円までの金額について工事費プラス管理諸費の合計までの金額に対する管理諸費率を計算をまずしまして、その次に5千200万円に対する工事費プラス管理費の事業費に対する4.3パーセントの率を掛けて計上しておりますので、高目に設定しているというわけではないと考えております。

〇丸山わき子君

そうしますと、平成27年度は9千800万円、これはそのまま5.3パーセントなんですね。そうすると、何か今のご説明とは違ってくるんじゃないのというのが感じられるところです。これは、そういった点では、理解できないというふうに私は思っているところであります。

次に、協定のあり方なんですけれども、これは委託協定で26億4千600万円ということでありますが、事業団が入札を行って委託協定金額が変更になった場合、これは一体どのようになるのか、お伺いいたします。

〇下水道課長 (藏村隆雄君)

今、質問のありました総事業費の金額の変更が生じた場合ですけれども、この場合につきましては、最終年度で金額が確定しましたら、その最終年度の議会に上程するような形になると考えております。

〇丸山わき子君

これは1年1年、その工事契約をしておきながら最終年度というのはおかしいと。やはりきちんと透明性、公正性がわかるような、そういう内容にしていくべきだと。これは毎年工事契約をしていくわけですから、そのたびにきちんと議会に諮っていく。これが本来ではなかろうかというふうに思います。ぜひ、そういう点では、改善いただきたい。これは認めるわけではございませんが。

それで、次に万が一、先ほどは談合が起きない体制を作っているんだと、そういう取り組みを下水道事業団はやっているという説明がございましたが、万が一、談合が起きた場合、 一体どうするのか。八街市はどのように検討されているのか、お伺いしたいと思います。

〇下水道課長 (藏村降雄君)

今、質問のありました万が一、談合が起こった場合の八街市の対応につきましては、損害 賠償特約の条文化等についての件だと思いますけれども、これにつきましては、国土交通省 が平成15年4月15日公表いたしました入札契約適正化の徹底のための当面の方策におき まして、違約金条項を創設したものに基づいて、多くの自治体で導入されつつある制度で、 日本下水道事業団におきましても、平成15年度より工事請負業者と工事請負契約締結時に 損害賠償特約を結ぶことになっております。この損害賠償特約では、日本下水道事業団から 建設業者に業務を委託する際に、万が一、入札談合が確認された場合には、損害賠償金とし て日本下水道事業団が契約建設業者に請求し、その損害賠償金を八街市に引き渡すことや損 害賠償特約に規定した日本下水道事業団の権利を八街市に譲渡し、当該契約建設業者に損害 賠償請求できる条項を基本協定書に明記したものでございます。

〇丸山わき子君

損害賠償率は10パーセントというのが決められているようですけれども、損害額が請求 されるようになっているのかどうか。ちょっとその辺がはっきりしなかったんですが、一体 そういう点ではどうなっているのかということですね。

次に、工期についてなんですけれども、この資料の中では、今回のこうしたやり方をして

-194-

+

いけば、事業団に事業をお願いしていくことによって工期短縮等が図れるということを言っているわけですが、しかしながら、この工期というのは当初の4年間というものでありまして、決して工期が短縮されたとは言えない。一体どのように、その辺は理解すればいいのかお伺いいたします。

〇下水道課長 (藏村隆雄君)

工期の短縮についてという質問に対しましてお答えいたします。今回の工事につきましては、事業団と複数年で協定を締結することにより、議会に諮る事務期間が短縮するという意味で全体的な工期が短縮されるということでございます。直接の工期が短縮されるということではございません。

また、事業を単年度実施するのではなく、継続的に事業団へお願いすることにより、総合的な工事期間が短縮でき、継続的に実施しない場合には、単年度毎に議会に上程し、議決を得る必要がありますので、その場合は実務上、会計年度の始まる4月から議会が閉会する6月末まで作業ができなくなり、また、年度末で工事が一時中止となり、機材等の維持管理や材料の手配が滞ることとなりますので、今回のような継続的契約形式をとったものでございます。以上です。

〇丸山わき子君

これは、従来と変わらないんじゃないの。今までだって継続費というような、そういう取り扱いで事業を進めているわけですから、何も事業団と契約しなければ、こういうことはできないというわけではないというふうに思います。

日本下水道事業団1社との随意契約ということで、26億円という大変大きな公共事業費でして、果たしてこれは随意契約でいいのかどうか。もっとほかの方法があったのではないかというふうにも思います。そういった点では、本当に大切な税金が投入されるわけですから、この雨水第三幹線事業自体、本当に時期を見計らった、そういった事業にしていかなければならないのではないかというふうに思うわけであります。

次に、一般会計補正予算について、これは11ページなんですが、都市計画総務費、ここでは榎戸駅の事業費、委託料について計上されております。まず、お伺いいたしますのは、この中には、私は以前から申し上げております榎戸駅のホームの上屋、これはきちんと計画されているのかどうか。その辺についてお伺いいたします。

〇建設部長(糸久博之君)

現在、上り方面に約40メートルの上屋がございます。昨年度、実施しました基本計画策定業務では、ホームの改変にあたって、橋上駅舎部分とホーム、上屋を含め上り下りの両ホームに現在と同程度の上屋機能を有するよう検討はされております。今後、本年度実施します基本計画設計業務の中で、工事費などを含め検討を行う予定でございます。

〇丸山わき子君

ちょっとよくわからないんだけれども、上り線、下り線に現在と同じ程度の上屋ができると。それ以上については検討するということなんですか。ちょっとわからなかったので、も

う一度。

〇建設部長(糸久博之君)

今現在は同程度を検討しておりますが、実際に工事費等がかかりますので、今年度、実施 します基本計画設計業務の中で、それを含めて検討していくということでございます。

〇丸山わき子君

榎戸駅に止まる電車の車両、やはりこれに見合ったホームが必要ではなかろうかと。40 メートル程度では、朝仕事に出かける皆さんがずぶぬれになって電車に乗らなきゃならない。 利用者の皆さんからは、何としても、このホームには屋根が欲しいんだと、切実な声が上がっております。消極的な検討では困る。積極的に、これは駅舎の改修と合わせて当然セットとして、これはホームの上屋の延長は必要であるというふうに思うわけです。市長の方では検討したいということが、この間も言われてきているわけですが、その40メートル程度の上屋では困ると。きちんと電車の車両に見合った上屋をきちんと設置するということを、ぜひお約束いただきたいと。市長はいかがでしょうか。

〇市長(北村新司君)

榎戸駅の東口の開設に伴う榎戸駅の改善でございますけれども、長い間のあの地域の市民要望に関わらず、多くの方々の要望でございました。そして、ようやくJR東日本、椿支社長、あるいは関係各位のご理解をいただいた中で、ようやく準備ができたところでございます。そうした中で、この榎戸駅の東口開設につきましては、今申し上げましたとおり、一歩入ったところでございますけれども、これからも各議員の皆様におかれましても、ご支援、ご理解があって、初めてまた進むものと思われますので、今後とも丸山議員におかれましても、全議員のお力添えをいただくような、逆に呼びかけをいただくようなこともお願いするものでございます。

あらためまして、各議員の皆様のお力添えがあって初めて、この榎戸駅の整備が順調に進むものと思っております。ぜひ、この市民要望の高い榎戸駅東口につきましては、私どもといたしましても、念願のことでございます。ぜひ、そのことを踏まえまして、逆に議員の皆様方の協力を、ご支援をお願いいたします。

〇丸山わき子君

議員に支援をと言われても、JRとの協議をされるのは市長ですから、バックアップは幾らでもいたしますが、腹を固めていただくのは市長です。それで、本当に市長も言われていたけれども、長年の住民のその願いがやっとここで、改修という形でかなうわけですね。ですから、中途半端な駅は作ってはならないと思うんです。屋根がきちんとくっついて、雨の日も心配なく利用者が利用できる。そういう駅にしてこそ、本当に長年の夢がかなったと言えると思います。そういう点では、なかなか予算的に本来ならJRが出さなければいけないところを八街市が出さなければならなくなるかもしれない。しかしそこは、腹をくくって完成した榎戸駅を作っていただきたい。確かにバリアフリー化されました。東口ができました。しかし、ホームには屋根がありませんなどという、中途半端なそういう片手落ちの駅にはし

ていただきたくない。やはり利用しやすい駅を作るために、市長は腹をくくって全力で取り 組んでいただきたい。このことを申し上げます。

それから、いま一つ事業計画についてなんですが、これは、私は3月議会でも申し上げましたが、東口、西口、いずれも車が混雑し、その整備が必要であろうかと、ロータリーの整備が必要であろうかというふうに思います。特に現在の西口、大変狭く車同士も危ないし、また、駅利用者も大変危ない状況がございます。そういった点で、この事業計画の中にはロータリーの整備も含めるべきではないかというふうに思うわけですが、その辺についてお伺いいたします。

〇建設部長(糸久博之君)

この6月の補正予算で、測量業務や広場施設などを検討するための委託料を計上させていただいております。今後、関係機関と協議・調整を図り、限られた用地の中で、より利用しやすいように検討してまいりたいと考えております。

〇議長 (鯨井眞佐子君)

以上で、丸山わき子議員の質疑を終了します。

これで、通告による質疑はすべて終了しました。

お諮りします。議案第2号から議案第6号の専決処分の承認を求めることについては、会議規則第37条の規定により、委員会付託を省略し、直ちに討論及び採決を行いたいと思います。

ご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

〇議長 (鯨井眞佐子君)

ご異議なしと認めます。

議案第2号から議案第6号の討論通告受付のため、10分間休憩いたしますので、休憩時間中に通告するよう、お願いいたします。

(休憩 午前11時09分)

(再開 午前11時19分)

〇議長 (鯨井眞佐子君)

再開いたします。

これから、討論を行います。

議案第2号、議案第3号についての右山議員の反対討論の発言を許します。

〇右山正美君

私は、議案第2号、議案第3号、専決処分の承認を求めることについて。八街市の税条例の一部を改正する条例の制定について、並びに八街市都市計画税条例の一部を改正する条例の制定について反対するものであります。

平成12年度は、固定資産税の評価替えの年度であります。住宅用地の固定資産税、都市 計画税の評価額については、そもそも1992年の通達で、評価額を取引価格に近付けると

して公示価格の2、3割程度から7割水準まで引き上げたために、これで評価額が一期に上がりました。激変緩和のため、負担調整措置が設けられましたが、その結果、地価が下がり続けても税負担が増えるという矛盾が生じて、問題となっております。

今回の八街市税条例は、経過措置として平成12年、13年度は評価額に対する負担水準が90パーセントを超えるものについては据え置かれますが、これにより地価下落の小さいところでは負担増となるというものであり、こういった負担増のもとで、固定資産税も増税となり、市民はたまったものではありません。

また、住宅用地の固定資産税・都市計画税の措置特例が平成14年度に廃止するというものであります。これまでも民主党政権は、東日本大震災の復興財源19兆円のうち10兆5千億円を国民に負担させる復興増税を決め、2013年度から所得税に2.1パーセントの付課税を25年間、住民税の均等割を1千円引き上げ、2014年から10年間、退職金に係る住民税の増税、法人税には10パーセントの付加税などを課せられることになっています。

所得税は来年1月から増税、住民税は再来年6月からの増税となります。これだけでも所得500万円、4人家族で半月分の給与、そして消費税が10パーセントになれば1.5カ月分の給与が吹き飛んでしまう計算になります。専決された市税条例、都市計画税条例は、今後の増税につながるもので、到底容認できるものではありません。よって、議案第2号及び第3号について反対をするものであります。以上です。

〇議長 (鯨井眞佐子君)

ほかに討論の通告はありません。

これで、討論を終了します。

これから、採決を行います。

採決は、分割して行います。

議案第2号、専決処分の承認を求めることについて (八街市税条例の一部改正) を採決します。

この議案を承認することに賛成の議員の起立を求めます。

(起 立 多 数)

〇議長 (鯨井眞佐子君)

起立多数です。議案第2号は、承認されました。

次に、議案第3号、専決処分の承認を求めることについて(八街市都市計画税条例の一部 改正)を採決します。

この議案を承認することに賛成の議員の起立を求めます。

(起 立 多 数)

〇議長 (鯨井眞佐子君)

起立多数です。議案第3号は、承認されました。

次に、議案第4号、専決処分の承認を求めることについて(八街市国民健康保険税条例の

-198-

一部改正)を採決します。

この議案を承認することに賛成の議員の起立を求めます。

(起 立 全 員)

〇議長 (鯨井眞佐子君)

起立全員です。議案第4号は、承認されました。

次に、議案第5号、専決処分の承認を求めることについて(平成23年度八街市一般会計補正予算)を採決します。

この議案を承認することに賛成の議員の起立を求めます。

(起 立 全 員)

〇議長 (鯨井眞佐子君)

起立全員です。議案第5号は、承認されました。

次に、議案第6号、専決処分の承認を求めることについて(平成23年度八街市学校給食センター事業特別会計補正予算)を採決します。

この議案を承認することに賛成の議員の起立を求めます。

(起 立 全 員)

〇議長 (鯨井眞佐子君)

起立全員です。議案第6号は、承認されました。

ただいま議題となっております議案第7号から議案第10号及び請願第24-1号を配付 してあります議案付託表のとおり、各常任委員会に付託します。

議案付託表に誤りがあった場合は、議長が処理することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

〇議長 (鯨井眞佐子君)

ご異議なしと認めます。

なお、議案付託表により、各常任委員会の開催日の通知とします。

日程第2、議員派遣の件を議題とします。

八街市議会会議規則第164条第1項の規定により、6月18日に千葉県立富里特別支援 学校の視察及び7月13日に町村議会広報研究会に参加するため、配付のとおり議員を派遣 したいと思います。

ご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

〇議長 (鯨井眞佐子君)

ご異議なしと認めます。

配付のとおり、議員を派遣することに決定しました。

日程第3、休会の件を議題とします。

明日、6日13日から21日までの9日間を各常任委員の開催及び議事都合のため休会したいと思います。

ご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

〇議長 (鯨井眞佐子君)

ご異議なしと認めます。

6月13日から21日の9日間を休会することに決定しました。

本日の日程はすべて終了しました。

本日の会議はこれで終了します。

6月22日は午前10時から本会議を開き、委員長報告、質疑、討論及び採決を行います。 議員の皆様に申し上げます。

この後、議会運営委員会を開催しますので、関係する議員は第2会議室にお集まりください。

ご苦労さまでした。

(散会 午前11時28分)

○本日の会議に付した事件

- 議案第2号から議案第10号 請願第24-1号 質疑、委員会付託
- 2. 議員派遣の件
- 3. 休会の件

.....

- 議案第2号 専決処分の承認を求めることについて(八街市税条例の一部改正)
- 議案第3号 専決処分の承認を求めることについて(八街市都市計画税条例の一部改正)
- 議案第4号 専決処分の承認を求めることについて (八街市国民健康保険税条例の一部改正)
- 議案第5号 専決処分の承認を求めることについて(平成23年度八街市一般会計補正予算)
- 議案第6号 専決処分の承認を求めることについて(平成23年度八街市学校給食センター事業特別会計補正予算)
- 議案第7号 八街市手数料徴収条例等の一部を改正する条例の制定について
- 議案第8号 八街市東日本大震災復興基金の設置、管理及び処分に関する条例の制定について
- 議案第9号 八街市公共下水道大池第三雨水幹線建設工事に係る基本協定について
- 議案第10号 平成24年度八街市一般会計補正予算について
- 請願第24-1号 市道の舗装改修と歩道設置の請願